

企画部会ワーキンググループの運営について（案）

（令和4年5月27日
企画部会決定）

統計法の施行状況及び基本計画案に係る検討のため、以下により、企画部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 1 WGは次の表の左欄に掲げるとおりとし、これらのWGの担当部分は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担当部分
第1WG（国民経済計算）	・ 国民経済計算に関する事項
第2WG（経済統計）	・ 経済統計全般に関する事項（第1WGで担当する部分を除く）
第3WG（国民生活・社会統計）	・ 国民生活・社会統計全般に関する事項（第1WGで担当する部分を除く）
第4WG（共通基盤）	・ 統計・統計調査に共通する基盤的な事項

（注）WG間の連携が必要な場合、合同部会の開催等を検討

- 2 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 3 WGにWG座長を置き、当該WGに属する委員のうちから、部会長が指名する。WG座長は審議の補佐を行わせるため座長代理を置くことができる。
- 4 WG座長は、その所属する委員以外の委員の参加を求めることができる。
- 5 WG座長は、特定の事項の審議に関し、学識経験者、各府省及び地方公共団体の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 WGの会合については、公開とともに、会合で配布された資料及び議事概要をホームページ上で公表する。ただし、WG座長は、必要があると認めるときは、会合や配付資料を非公開とすることができます。
- 7 その他WGの運営に関し必要な事項は、WG座長が定める。